

取引基本契約書

〇〇株式会社（以下甲という）と、△△株式会社（以下乙という）とは、甲と乙との間に締結される資材、機器、物品売買・または製造委託（修理委託を含む、以下と同じとする）に関する契約に必要な基本事項について、次の通り契約を締結する。

第1節 契約

第1条 基本契約と個別契約

- 1) この基本契約書に規定する内容は、特約のない限り、この契約に基づく甲乙間のすべての個々の取引（以下個別契約という）について適用されるものとする。
- 2) 甲および乙は、この契約事項のほか甲が提供する注文書に定める事項、および甲が定める取り引き手続きならびに仕様書、図面、規格などに従い契約を履行するものとする。
- 3) 甲および乙は、個別契約においてこの契約に定める条項の一部の適用を排除し、またはこの契約と異なる事項を定めることができるものとする。

第2条 個別契約の成立

- 1) 個別契約は、甲よりの注文内容の詳細を記入した所定の注文書と図面、仕様書、規格などによる申し込みに対し、
 - (イ) 乙が甲あてに注文請書を提出するか
 - (ロ) 申し込み後5日以内に、乙から受諾拒否の申し出をしないときに成立するものとする。
- 2) 前項(ロ)の期間経過後は、乙は受諾を否定し得ない。また甲は都合によりこの期間内に前項の申し込みを撤回できるものとする。

第3条 個別契約の変更

- 1) 甲は、必要により、前条により成立した個別契約の一部または全部を変更または解除することができる。
- 2) 甲は、前項による個別契約の変更を行う場合は、乙に改正注文書または仕様変更通知書、解除する場合には乙に注文取消書を発行するものとする。
- 3) 甲は、個別契約の変更または解除により、乙が損害を被った場合、乙の申し出により乙の損害を補償する。補償の額は甲乙協議して定めるものとする。

第 2 節 届 出

第 4 条 届出義務

- 1) 乙は、甲との取り引き開始にあたり、次の各号のほか甲が必要とする要求事項を、甲の定める様式により届け出るものとする。
 - (イ) 経歴書
 - (ロ) 商業登記簿謄本
 - (ハ) 印鑑証明
 - (ニ) 代金受領印届
 - (ホ) 承諾書（振込支払）
- 2) 乙は、前項により届け出た内容を変更した場合も速やかに甲に届け出るものとする。
- 3) 乙は、第41条の(二)より(リ)に至る各号の一つに該当する事項、その他乙の事業の状態に著しい変動を来すおそれのあるとき、または来したときは遅滞なく甲へ通知しなければならない。
- 4) 乙は、甲の依頼により、甲の定める様式による調査表の提出に協力するものとする。

第 3 節 見 積

第 5 条 見積書の提出

- 1) 乙は、甲の依頼により、見積書を提出するものとする。また甲の要求のあるとき、指示された様式、区分内容に従って見積価格にかかわる内訳を速やかに提出するものとする。
- 2) 乙は、見積りに際して、談合その他不正を行ってはならない。

第 4 節 支 給

第 6 条 材料部品などの支給

- 1) 甲は、必要により製造委託に関し、材料、部品、半製品、製品を支給（以下支給品という）する。この場合、支給品の引き渡し場所は原則として甲の事業所内とし、支給に関する手続きは別に甲の定めるところによる。
- 2) 支給品は有償支給と無償支給に分け、その区分および有償支給品の対価は個別契約の都合甲が定める。
- 3) 甲が支給の目的をもって、甲の指定業者から直接乙に搬入した支給品については、着荷後ただちにその明細を指示した受領証を甲に送付しなければならない。
- 4) 乙は、支給品を受け入れたとき、遅滞なくこれを検査しなくてはならない。もし支給品に瑕疵を発見した場合は、ただちに甲に通知しその指示を受けるものとする。また工事の途中において瑕疵を発見した場合も該当部分の工事を中止して、上記に準じ甲の指示を受けるものとする。
乙が上記の処置を講じないために生じた損害は、すべて乙の負担とする。

第 7 条 支給品の所有権

- 1) 支給品の所有権は、有償無償を問わず甲とし、また当該支給品をもって制作、加工、修理した製品、部品ならびに仕掛品の所有権もすべて甲に所属するものとする。

日本資材管理協会の資料に丙以下を含むを追加45条

2) 有償支給品の所有権は、当該支給品による目的物が甲に納入されたとき、甲から乙に移転するものとする。

第8条 治工具などの貸与

甲は、必要により製造委託に関し、治工具、器具、測定具、型などを貸与（以下貸与品という）する。この場合貸与に関する方法、期間、料金および手続きは、別に甲に定めるところによる。

第9条 支給品、貸与品の取扱

- 1) 乙は、支給品および貸与品を善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、甲の承諾なしに支給および貸与された目的以外に、転用ならびに甲の文書による承諾なしに第三者に対し、売却、貸与、質入などの甲の所有権を侵害するような一切の処分をしてはならない。
- 2) 乙は、支給品および貸与品に対し、他との混同を避けるため甲の所有権を明示できる適切な措置を講じ帳簿上も他のものと区分し、その状況を明確にしておかなければならない。
- 3) 乙は、無償支給品の残材、端材、切粉などについて、甲の指示に従って処理するものとする。
- 4) 乙は、甲またはその代理人がいつでも乙の事業所に立ち入り、支給品および貸与品についてその使用、管理状況を調査することを承諾し、かつこれに協力するものとする。
- 5) 甲は、前項による調査の結果改善の必要ありと認めたときは、乙に対し改善の要求ができる。乙は正当な理由がない限り、甲の改善要求を拒むことができないものとする。
- 6) 乙は、支給品および貸与品について、第三者より差し押さえなどの処分を受けたとき、この支給品および貸与品が甲の所有に属することを主張証明するとともにただちに、甲に通知しその指示に従わなければならない。

第10条 支給品および貸与品の滅失毀損

乙はその責に帰す理由により、支給品および貸与品を滅失、毀損し、または盗難をうけ、もしくは使用に不適切とした場合は、甲の指示に従い原状に復すか、代品の提供をなすか、または甲の損害を賠償するものとする。

第5節 納 入

第11条 納期

納期とは、個別契約による目的物を甲の指定する場所へ納入する期間または期日をいう。

第12条 納期の変更

- 1) 乙は、納期前に目的物を納入しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。
- 2) 乙は、納期までに目的物を納入することができないと認めたときは、事前に速やかにその理由および納入予定などを甲に申し出て甲の指示を受けなければならない。
- 3) 甲は、乙の責に帰する事由により、納期までに目的物が納入されず、その結果により甲が損害を被った場合乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

第13条 受け入れ

乙は、目的物の納入に際し、甲の納入手続きに従い、甲の指定する場所へ持ち込むものとする。甲はこれを受け入れ、受け入れを証する書面を乙に交付する。

第14条 分割納入

乙は、分割納入の契約または甲の承諾した以外に分割納入してはならない。やむ得ず分割納入した場合甲は前条の規程にかかわらずこれを預かり保管するが完納を待って受入検査をすることがある。

第15条 納入用書類の添付

乙が、目的物の納入に際し、契約上および仕様書に目的物の納入とともに提出するものと指示してある図面、仕様書、取扱説明書、検査成績書、予備品などを甲に提出しないとき、甲は第13条の規程にかかわらず、その提出がなされるまで目的物の納入完了と認めないことができる。

第6節 検査

第16条 受入検査

- 1) 甲は、前節により受け入れた目的物を速やかに検査するとともに、合否の結果を証する書面を乙に交付する。
- 2) 前項による検査は抜取検査とし、抜き取り、合否の基準など検査に関する事項は別に甲の定めるところによる。
- 3) 乙は、前項によらず、全数選別検査を行うことを要求することができる。ただし全数選別検査を行うことにより増大した甲の検査費用は乙の負担とする。
- 4) 検査の過程において、目的物に生じた毀損などの損害は、甲の責に帰することの明らかな場合を除き乙の負担とする。

第17条 不合格の場合の処置

- 1) 乙は、前条の検査の結果不合格となった目的物について、甲の指定する期間内に代品を納入するか、または無償で修理しなければならない。ただし別に甲の指示があるときはそれに従うものとする。
- 2) 前項による代品の納入手続きは、この契約の定める納入手続きに準ずるものとする。

第18条 特別採用

- 1) 甲は、第16条の検査の結果不合格となった目的物につき、その事由が些細な不備に基づくものであり、甲の工夫により使用可能で、かつ代品または修理提供を求めるとまがないと認めたときは、契約価格の値引きしてこれを引き取ることがある。
- 2) 前項の値引額については、甲が損害額を勘案して定める。これに対し乙は正当な理由なしに拒むことができない。

第19条 不合格品および過納品

- 1) 乙は、第16条の検査の結果目的物について、不合格および過納品が生じた場合、甲より通知を受けた日より10日以内に速やかにこれを引き取らなければならない。ただし甲の特別採用および過納品買い取りの場合はこの限りでない。
- 2) 乙が前項の期間内に、不合格品および過納品を引き取らない場合には、甲はこれを乙に返送することができる。この場

日本資材管理協会の資料に丙以下を含むを追加45条

合運賃その他返送に要する一切の費用は乙の負担とする。

- 3) 甲が第一項の期間を過ぎた後、不合格品および過納品を保管する間に、これらの一部または全部が滅失、毀損、変質したとき、その損害は甲の責に帰する事由によるものを除き乙の負担とする。

第20条 随時検査

甲は、必要により第16条の受入検査のほか、乙の事業所において乙が製造委託による目的物に使用する材料、部品、治工具、器具、設備などにつき、また当該目的物を制作、加工、修理する中間の状態についても、随時検査することができるものとする。

第21条 所有権の移転

目的物の所有権は、第16条の検査に合格したとき、および第18条の特別採用をしたときに、乙から甲に移転するものとする。

第7節 支払

第22条 買掛計上

- 1) 甲は、前21条の所有権の移転がなされた時点で、該当目的物の価格を甲の当月の買掛金高に計上する。
- 2) 甲は、前駆の買掛計上について、計算上毎月一回の締め切り日を設ける。

第23条 支払い

買掛金の支払いは、別に甲に定めるところにより毎月の定支払日にこれを行う。

第24条 代金受領

乙は、支払代金を受領する場合、予め第2節により届け出た印鑑を押した受領証を提出するものとする。ただし甲が乙の第2節の届け出により承諾した金融機関に振り込み支払いを行う場合は、受領証の提出を省略することができる。

第25条 相殺

- 1) 甲の乙に対する有償支給代金、売却代金など、乙より支払いを受けるべき甲の金銭債権については、甲は該当債権が発生しこれを債権勘定に計上した都度乙に対して有する支払い債務の相当額をもって相殺することができる。
- 2) 前項の相殺により、その都度相殺額について相互の受領証を交換することを原則とするが、甲がその明細を乙に通知することによって相殺することができる。

第8節 図面、仕様書など

第26条 図面、仕様書などの管理

- 1) 乙は、甲より貸与された図面、仕様書、規程、規格など（以上貸与書類という）については、善良な管理者の注意義務

日本資材管理協会の資料に丙以下を含むを追加45条

をもって管理するとともに、甲に対し一切の責任を負い、貸与目的完了後または甲が指示したときはただちに返却するものとする。

- 2) 乙は、甲から貸与書類を個別契約による目的以外に使用してはならない。
- 3) 乙は、事前に甲の承諾を得ない限り、貸与書類を複写してはならない。
- 4) 乙は、事前に文書による甲の承諾を得ない限り、貸与書類を第三者に閲覧、貸与、提供などをしてはならない。また甲の承諾を得て貸与書類を複写したのも同じとする。
- 5) 乙は、貸与書類を滅失、毀損し、これにより甲に損害を与えたときは、甲の損害を賠償するものとする。

第 9 節 保 証

第 27 条 品質管理

乙は、甲の指示のある場合、製造委託にかかわる目的物の品質維持のため、別に甲の定める品質管理共通仕様書に基づく品質管理体制を確立するものとする。

第 28 条 瑕疵担保

- 1) 甲は、個別契約に保証期間の定めがない場合においても、第21条の規程により、乙より甲への所有権が移転したのち、1年以内に該当目的物に乙の責に帰すると判断される事故の生じた場合は、別途定めのない限り、乙はその負担において甲の指定する期限内に修理または交換するものとする。ただし甲乙いずれかの責によるか不明な場合は、甲乙協議して定める。
- 2) 乙は、前項全段の場合、甲の指定する期限内に修理または交換のできないものについては、当該目的物の代金を速やかに甲に返還するものとする。また甲は修理または交換のほか、甲の被った損害につき甲に対し損害賠償の請求をすることができる。

第 10 節 一 般 事 項

第 29 条 危険負担

第21条の規程により、所有権が甲に移転するまでに目的物の全部または一部が滅失、毀損あるいは変質したときの危険負担は、別に定める場合を除き次によるものとする。

- (イ) 甲の責に帰すべき事由によるときは甲の負担
- (ロ) その他の事由によるときは乙の負担

第 30 条 制作、販売の禁止

乙は、甲の文書による承諾を得た場合を除き、第三者に対し甲の図面、仕様によるか、または一部を変更した類似品の製作販売を行ってはならない。

第 31 条 直接交渉の禁止

乙は、甲の指示のない限り目的物に関連して、甲の客先と直接交渉を行ってはならない。

第 32 条 秘密保持

甲乙両者は、相互に本契約および個別契約により知り得た相手方の業務上の秘密事項は、契約の有効期限内は勿論、その終了後といえども厳重に保持しなければならない。

第 33 条 工業所有権

- 1) 乙は、甲の図面、仕様による目的物に関連し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの工業所有権の申請を行う場合は、事前にその旨を甲に申し出て文書による承諾を得なければならないものとする。
- 2) 前項による工業所有権の帰属については、甲乙協議して定めるものとする。
- 3) 乙は、その責に帰する事由により、目的物について第三者との間に工業所有権上の権利侵害などの紛争が生じたときは、乙はその負担においてその一切を処理し、甲に累をおよぼさないものとする。

第 34 条 第三者損害

乙は、目的物に関連し、乙の責に帰する事由により第三者の生命、身体、財産などに危害または損害をおよぼしたとき、あるいは第三者との間に紛争を生じたときは、乙の責任においてその処理解決にあたり甲に累をおよぼさないものとする。

第 35 条 履行義務

乙は、甲の承諾を得て、製造委託にかかわる目的物を第三者に製作、加工、修理を委託した場合といえども、本契約および個別契約に基づく乙の履行義務は免れないものとする。

第 36 条 権利義務の譲渡

甲乙両者は、相互の相手方の書面による承諾を得ない限り、この基本契約または個別契約により生ずる一切の権利、義務（債権、債務を含む）の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第 37 条 延滞償金

甲は、必要と認めるとき、個別契約にあたり延滞償金付の特約事項を付することができる。

第 38 条 指導

甲は、必要により乙に対し、製造委託にかかわる目的物の製作技術、品質、納期の管理、ならびに設備改善、安全管理などについて、指図または指導を与えることができる。

第 39 条 解約

甲乙両者は、いつにても3ヶ月の予告期間をもって、この基本契約を解除することができる。

第 40 条 個別契約の効力

この基本契約が解除または期間の満了により効力を失った場合においても、現に存在する個別契約については、この基本契約は当該個別契約の存続期間中有効とする。

第41条 甲の解除

- 1) 甲は、次の各号の一つに該当する事由が生じたときは乙に対し何等かの催告その他の手続きを要せずただちに基本契約および個別契約の一部または全部を解除することができるものとする。この場合必要とするときには、解除の効力を将来に向かってのみ生ぜしめることができる。
 - (イ) 乙がこの基本契約または個別契約の取り決めの一つにでも違背したとき。
 - (ロ) 乙が正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (ハ) 乙が災害その他やむを得ぬ事由により、契約の履行が困難と認めたとき。
 - (ニ) 乙が監督官庁より営業取り消し、停止などの処分を受けたとき。
 - (ホ) 乙が手形交換所の不渡処分を受けたとき、または支払い停止状態に至ったとき。
 - (ヘ) 乙が第三者より仮差し押さえ、仮処分、強制執行などを受けたとき。
 - (ト) 乙に破産の申し立て、商法上の整理、和議の申し立て、会社更生法手続き開始決定などの原因となる事実の生じたとき。
 - (チ) 乙が解散を決議し、または他の会社と合併をしたとき。
 - (リ) 乙の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 2) 前項に定める契約の解除は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

第42条 契約解除時の措置

乙は、契約が解除された場合、ただちに下記の事項を履行し、かつこれに同意するものとする。

- 1) 乙は、支給品、貸与品、貸与書類などの甲の所有にかかわる一切につき、ただちに返還するものとし、返還が完了するまで善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 2) 乙は、個別契約による納入前の目的物（仕掛品を含む）について、甲から納入の申し入れを受けたときは遅延なく甲に目的物（添付加工した物件を含む以下同じ）を納入するものとする。甲は、納入を受けた目的物について、出来高に応じ甲乙協議して算定した金額を乙に支払うものとする。ただしすでに支払い済みの前払金または損害金などと相殺する甲の債権がある場合は、算定金額から控除する。
- 3) 乙は、前項により目的物を甲に引き渡すとき、乙所有の材料、機器、図面、治工具などにつき甲が目的物の完成に必要なときは、甲に譲渡もしくは貸与するものとする。
譲渡価格もしくは貸与料については、甲乙協議して定める。

第43条 協議事項

甲および乙は、この基本契約および個別契約の規程に関する解釈上の疑義、または規程のない事項については、商慣習によるほか、真義誠実の精神に基づき、別途協議して解決するものとする。

第44条 管轄裁判所

甲および乙は、この基本契約および個別契約に関する管轄裁判所を〇〇地方裁判所とすることを同意する。

日本資材管理協会の資料に丙以下を含むを追加45条

第45条 特約

この基本契約は、これが締結前より存在する個別契約および丙以下にも適用されるものとする。

第46条 有効期間

この基本契約の有効期間は、平成 年 月 日から、平成 年 月 日までとする。

ただし期間満了の1ヶ月前まで甲乙いずれの一方から文書による異議申し出のないときは、本契約と同一条件で、さらに1ヶ年間継続されるものとし、その後もこの例によるものとする。

本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上各々一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○市○○町○○番地
○○○○株式会社

乙 ○○市○○町○○番地
△△△△株式会社